

文京区

移動支援ガイドライン



令和7年4月版

目次

1	概要	2
2	対象者	2
3	実施方法	2
4	移動手段	3
5	サービス内容	3
6	外出範囲	3
7	通学・通所支援	5
8	利用者負担	8
9	利用手続	9
10	問合せ先	10
11	Q&A	11

本「文京区移動支援ガイドライン」は、文京区移動支援事業の利用者及び事業者共通として、文京区移動支援事業の概要や、移動支援に係る Q&A などをまとめたものです。

なお、移動支援事業者が文京区地域生活支援事業給付費の請求を適正に行っていただくために必要な情報や注意事項等を記載した「文京区移動支援請求事務の手引き」を別途作成しています。事業者の方はそちらもご参照ください。

1 概要

屋外での移動が困難な障害者（児）に対し、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う際に、ガイドヘルパー（以下「ヘルパー」といいます。）を派遣し、移動において必要な介助及び介護を提供するサービスです。

2 対象者

以下のいずれかに該当し、外出時における支援が必要な方がご利用できます。

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・難病等患者
- ・障害児（原則小学生以上の方）

3 実施方法

（１）個別支援型

ヘルパーの派遣による１対１の支援です。２人のヘルパーによる支援は、支給決定の際に区が認めた場合に限り可能です。

（２）グループ支援型

１人のヘルパーが複数の利用者に対する同時支援を行います。

4 移動手段

個別支援型・グループ支援型ともに、移動の手段は、原則、徒歩、公共交通機関などを利用することとします。ただし、当該サービスの内容が区の区域外に所在する学校への通学支援、地域活動支援センターへの通所支援であるときは、事業者が保有する自動車による移動が可能です。（「7 通学・通所支援」参照）

5 サービス内容

目的地までの誘導、移動中の付き添い及び促し、外出先でのコミュニケーション支援（読み書き等）、見守り、排泄・食事・車椅子等の介助等の支援をします。原則として1日あたり最大8時間とします。

※区が利用者の状況を確認し、移動支援の支給決定をする際に障害の程度による「身体介護有」「身体介護無」を判断します。

6 外出範囲

（1）原則

社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出（通院介助を除く）とします。

- ・ 自宅から目的地、目的地での移動、目的地から帰宅までの支援となります。**自宅が始点又は終点**となっていれば、複数の目的地に行くことも可能です。
- ・ 目的地で他の支援者がいる場合の見守りや待ち時間は対象になりません。

図 1 移動支援のイメージ



（２）対象となる外出内容

①社会生活上必要な外出

外出内容	例
行政機関等における諸手続、相談	区役所、警察署等の官公庁
冠婚葬祭	結婚式、葬式、お墓参り等
金融機関等の利用	銀行、郵便局等

②余暇活動等の社会参加のための外出

外出内容	例
文化施設の利用	映画館、美術館、コンサート会場、図書館、公園等
体育施設等の利用	ジム、体育館、プール等
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地等
買い物	デパート、ショッピングモール等
その他	カラオケ、外食、散歩、習い事、スポーツ観戦、 放課後全児童向け事業（アクティ） ¹ 、放課後等デイサービス等の療育機関等

¹ 放課後及び休業日に小学校の施設の一部において、地域の大人等の見守りのもと、児童が遊びや自主学習等を自由に行うことができる活動の場を提供する事業のこと。

（３）対象とならない外出内容

外出内容	例
経済活動に係る外出	通勤、収入を得ることを目的とした外出
政治活動又は宗教活動に係る外出	布教活動、選挙運動等
公的サービスを利用して外出することが適当でないもの	犯罪などの社会通念上不適当な外出
<u>通年又は長期にわたる外出</u>	※通学又は通所に係る支援（以下「通学・通所支援」といいます。）については、その一部の利用が認められる場合があります。 （「７ 通学・通所支援」参照）
通院等介助に係る外出	※居宅介護の「通院等介助」で対応します。 <u>ただし、緊急又は突発的な通院の場合は可能とします。</u> 介護保険制度をご利用の方はそちらが優先になります。

この他、Q&A も参照した上で、なお判断に迷うものは、**事前に**各支援係にご相談ください。

7 通学・通所支援

（１）概要

通学・通所における保護者の付添いの負担軽減を目的に、単独での通学・通所が困難な障害者（児）に対し、登下校・通所時にヘルパーを派遣し、目的地までの送迎を行うとともに通学・通所時の安全を確保するサービスです。

（２）通学支援

【利用要件】

学校又は育成室が、始点もしくは終点となる場合に利用ができます。自宅と学校や自宅と育成室間の送迎、学校又は育成室から社会参加先（療育機関、習い事等）への送迎など、出発地もしくは目的地が学校又は育成室となっている場合にご利用いただけます。

※車両支援の場合は、自宅と学校間の送迎のみで社会参加先への移動は認められません。

※放課後等デイサービス→育成室の移動は移動支援となります。

【支給量】

利用回数はひと月当たり１０回、１回１時間を限度として支給します。ただし、保護者の疾病等個別の事情により必要性が認められる場合は、月２３回を限度として支給します。

(3) 通所支援

- ・ 訓練等給付に係る通所（就労継続支援、就労移行支援、自立訓練）の場合

【利用要件】

就労継続支援等の障害福祉サービスの利用を開始する際、単独通所の練習を目的として、自宅と通所先間、自宅・通所先から地域活動支援センターの送迎に利用できます。

【支給量】

自宅と通所先間については、通所開始後1か月間に限り、通所に必要な回数の利用を支給します。自宅・通所先から地域活動支援センターについては、必要な回数を支給します。

- ・ 介護給付に係る通所（生活介護）の場合

【利用要件】

自宅から通所先、自宅・通所先から地域活動支援センターに係る移動を支援します。

【支給量】

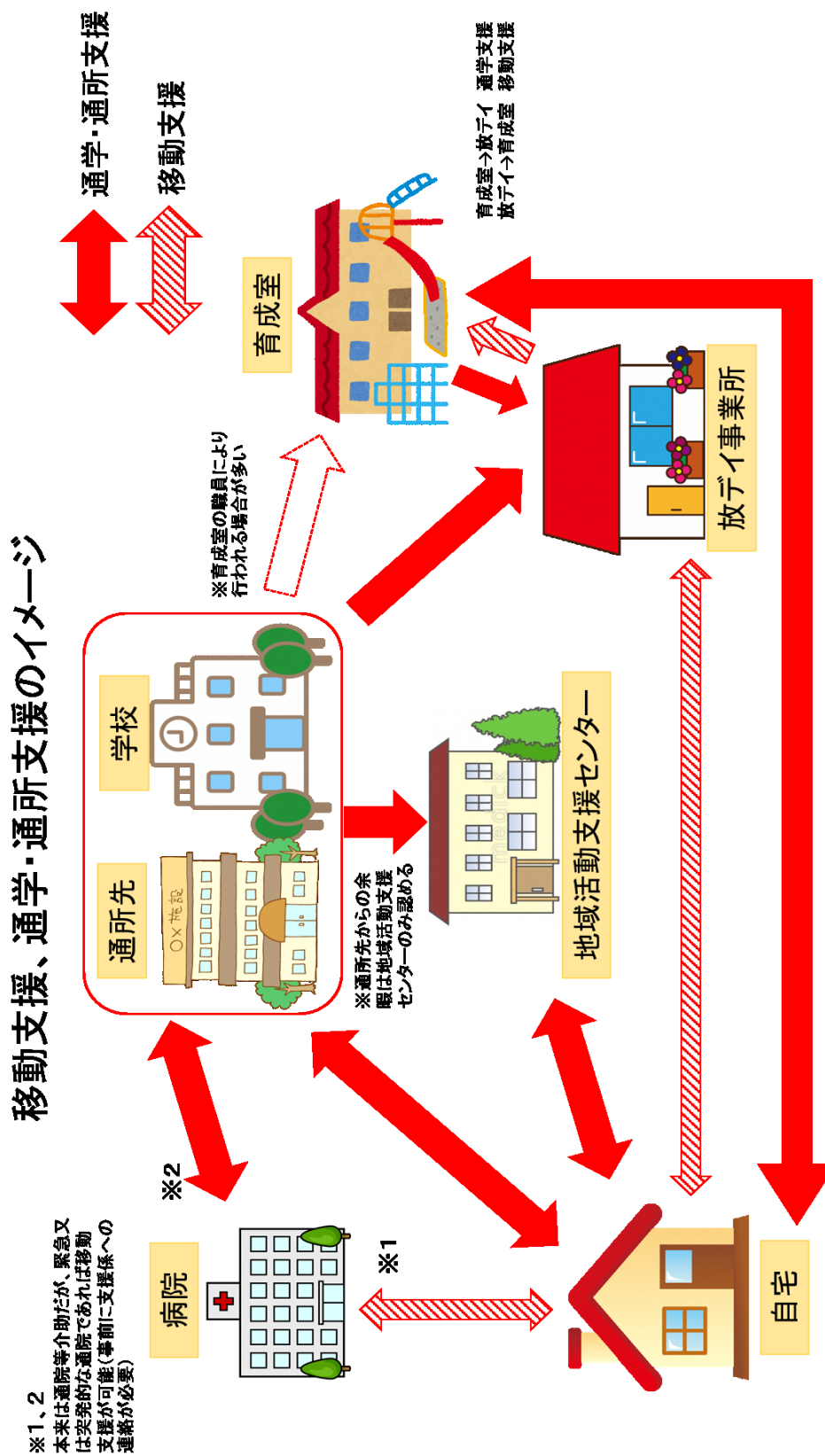
生活介護の利用者で送迎サービスを利用できない場合、必要な回数を支給します。

(4) 車両支援

【車両支援の利用要件】以下の2つの条件を満たす場合、車両による移動が可能です。

- ・ 対象者が区の区域外に所在する学校に通学するか、地域活動支援センターへ通所していること。（※学校は、学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）又は大学、各種学校、専修学校に限る。）
- ・ 実施する事業者が道路運送法による所定の許可又は登録を受けていること。（※許可又は登録を受けている事業所の確認は、区のホームページの文京区移動支援事業所一覧をご覧ください。）

図 2 移動支援、通学・通所支援のイメージ



8 ユーザー負担

原則1割負担となりますが、文京区独自助成制度により、すべての方について、月36時間までの利用者負担額はかかりません（通学・通所支援や同行援護と併用の方は、あわせて月36時間まで）。世帯の収入状況によって、下記のとおり負担上限月額が設定されています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯で所得割16万円未満の方 (障害児の場合は28万円未満)	障害者 9,300円 障害児 4,600円
一般2	区市町村民税課税世帯（一般1の該当者を除く）	37,200円

※同行援護、就労継続支援などの「障害福祉サービス」や、放課後等デイサービスなどの「障害児通所支援」と併用される方は、障害福祉サービス、障害児通所支援、移動支援事業の利用料を合算した金額が利用者負担上限月額を超えないように、区で負担上限月額管理を行います。報酬単価等や計算方法については、別に作成している「移動支援請求事務の手引き」をご参照ください。

【公費負担とならない経費】

外出中に発生する以下の経費については、公費負担とならないためご注意ください。

- ・目的地までの交通費
- ・外出先での飲食費
- ・レジャー施設における入場料等

※移動支援利用にかかるヘルパーの一部経費（交通費や入場料など）についても、利用者の負担となります。事業所ごとに詳細が異なる場合がありますので、契約時に事業所にご確認ください。

9 利用手続

- (1) 身体障害のある方又は知的障害のある方でご利用希望の方は、「障害福祉課」に事前に相談、申請してください。
精神障害（発達障害含む）のある方又は難病の方でご利用希望の方は、「予防対策課」に事前に相談、申請してください。
- (2) 文京区は、利用希望者について聴き取り調査を行い、必要な時間数等を決定し、受給者証と支給決定通知書を発行します。
- (3) 支給決定された方は、文京区に登録している移動支援事業所の中から、契約したい事業所を選択し、その事業者から事前に重要事項についての説明を受けた上で、合意できる場合は、契約を結びます（区のホームページに別に添付している文京区移動支援事業所一覧をご覧ください。）。

10 問合せ先

移動支援の利用をお考えの方、支援内容について詳しく知りたい方は、以下の担当にご連絡ください。

●身体障害のある方

福祉部障害福祉課 身体障害者支援係 電話番号：03（5803）1219
Fax 番号：03（5803）1352

●知的障害のある方

福祉部障害福祉課 知的障害者支援係 電話番号：03（5803）1214
Fax 番号：03（5803）1352

●精神障害（発達障害含む）のある方、難病の方

保健衛生部予防対策課 精神保健~~担当担当~~ 電話番号：03（5803）1847
Fax 番号：03（5803）1355

	質問	答え
1	1 日当りに利用できる時間は決まっていますか？	1 日当たり原則最大 8 時間としています。ただし、余暇の移動先が遠方にあり往復に時間がかかる場合等やむを得ないときは、事前に区の各支援係にご相談の上、ヘルパーの負担等も考慮して実施してください。
2	複数の事業所と契約をすることはできますか？	可能です。ただし、契約した全ての事業所のひと月当たりの利用時間数の合計が支給決定時間数を超えると、超えた分は全額自己負担となります。
3	移動支援を通学支援に振り替えて利用することはできますか？	原則認めていません。そのため、支給決定されているサービス量以上を利用した場合、費用は全て自己負担となります。
4	短期入所への送迎に移動支援を利用することはできますか？	区内短期入所の送迎のためであれば利用できます。
5	保育園・幼稚園の送迎に移動支援を利用することはできますか？	未就学児の移動は、障害の有無にかかわらず、通常保護者が行うものであることから、原則ご利用いただけません。
6	プールまでの送迎に加えてプール内でもサービスを利用することは可能ですか？	指導員等が配置されていない開放プール等を個人的に利用する場合については、事前に契約事業所とプール内介助における損害や責任に係る事項を必ず書面で定め取り交わした上で、利用できます。契約事業所においては、サービス提供の都度、必ず利用者の体調等の確認を行い、事故等の未然防止に努めることになっています。 ※利用については、必ず事前に区の各支援係にご連絡ください。
7	銭湯への支援は利用できますか？	日常的（通年）に利用する場合は認められません。余暇として、日帰り温泉等の銭湯はご利用できます。

8	児童館を利用する際に、児童館内での介助も含めて、移動支援を利用することはできますか？	児童館の職員による対応が難しい場合は、児童館内も含めて、移動支援をご利用できます。
9	移動支援事業者が主催のイベントに参加したいのですが、移動支援は利用できますか？	イベント開催場所までの送迎についてはサービスをご利用になれます。なお、イベント開催時間中は、その間の介助について主催者側で対応すべきものと判断されるため、原則サービスをご利用できません。ただし、イベントの内容や参加者の要件によっては、例外的にご利用になることが可能な場合もありますので、必ず事前にご相談ください。
10	保護者が帰宅するまでの時間について、一時的に移動支援事業所内に一時預かりをお願いしたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？	移動支援の目的から外れるため、ご利用できません。一時預かりについては「短期入所」、「日中短期入所」、「短期保護」をご利用ください。
11	突発的に病院へ行く必要が生じた場合は、移動支援を使えますか？	やむを得ない場合は、移動支援事業で対応します。 定期的な通院をしていない方が、突発的に病院を受診する場合や、健康診断を受けるために病院へ行く場合は、移動支援を利用できます。このような状況が生じた場合は、各支援係に必ずご連絡ください。 (なお、定期的な通院の場合は、障害福祉サービスの通院等介助を事前に申請してください。)
12	外出の直前で体調不良となり、その日の利用をキャンセルしました。その場合のキャンセル料はどのようになりますか？	キャンセル料については、事業所にお支払いください。 契約時に、事業所からキャンセル時の取り扱いについて説明を受けてください。なお、移動支援のサービス費は、現に利用者に対しサービスを提供したものについて支払うものであるため、キャンセル時において発生する

		諸費用（従事ヘルパーの自宅までの交通費等）等については、移動支援の対象となりません。
13	事業所と利用者との間の交通費実費等の取扱いはどのようなものでしょうか？	通常の事業の実施地域内であれば、従業者が出向く費用については事業者が負担することとなりますが、通常の事業の実施地域外まで出向く場合には、実施地域を超えた部分の従業者の交通費について、利用者が負担することになります。また、出発地から目的地までの移動支援に要する交通費、チケット代等の外出中の経費は、通常の事業の実施地域を問わず、従業者、利用者分ともに利用者が負担することになります。詳細については、事業所の「重要事項説明書」によりご確認ください。
14	移動支援サービス（通学・通所支援含む。）を提供中のヘルパーの食費を負担するのは誰でしょうか？	原則ヘルパー自身の負担になります。
15	ヘルパーが自分の家族に対してサービスの提供を行うことができますか？	配偶者又は３親等以内の親族へのサービスの提供に対する算定はできません。また、ヘルパーとして直接支援を行わなくても、事業所の代表者やサービス管理者等の家族への支援についても同様に認められません。
16	移動支援の対象とならない外出の「宗教活動に係る外出」のうち、認められるものはないですか？	布教活動や勧誘等の活動は移動支援の対象になりませんが、個人の信仰による寺社への参拝や礼拝堂に行くこと等は認められます。
17	車両支援で自動車を使用した際に係るガソリン代を負担するのは誰でしょうか？	利用者の負担になります。なお、徴収方法は事業所によって異なります。

18	車両支援を利用したい場合は、事前に区への申請が必要でしょうか？	通学支援や通所支援の利用について、地域生活支援受給者証に記載されていれば、その他の事前申請は必要ありません。
19	専門学校の通学支援は車両支援の対象となりますか？また、私立の特別支援学校の高等部はどうですか？ ※専門学校とは学校教育法第二百五条第二項に掲げるものをいう。	区の区域外に所在していればどちらも車両支援の対象となります。 ※学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）又は大学のほか、専修学校、各種学校が対象となります。（公立・私立など運営主体の違いは問いません。） ただし、上記を個々個別の事情を判断し必要性が認められる場合もあるため、個別に各支援係に事前に相談してください。
20	車両支援は自宅と学校間のみとありますが、家族引き渡しでの拠点までの送りは良いですか？	家族と合意が取れている場合、家族引き渡しの拠点を自宅とみなし拠点までの車両での送迎を認めます。
21	小学生、中学生がイレギュラーでスクールバスを利用できない場合、車両支援の利用は認められないですか？例えば、遅刻や早退等の場合。	区の区域外に所在する学校（学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）又は大学に限る。）への通学に限ります。遅刻や早退は家族による送迎が基本としますが、障害の特性によりスクールバスに乗ることが困難な場合などは、個別の判断とします。
22	移動支援の中では、短期保護と区内の日中短期入所、短期入所は自宅と同じ扱いですが、その事業所に車両で送迎してもらうことはよいですか？	自宅と同じ扱いとし、その事業所への車両での送迎を認めます。